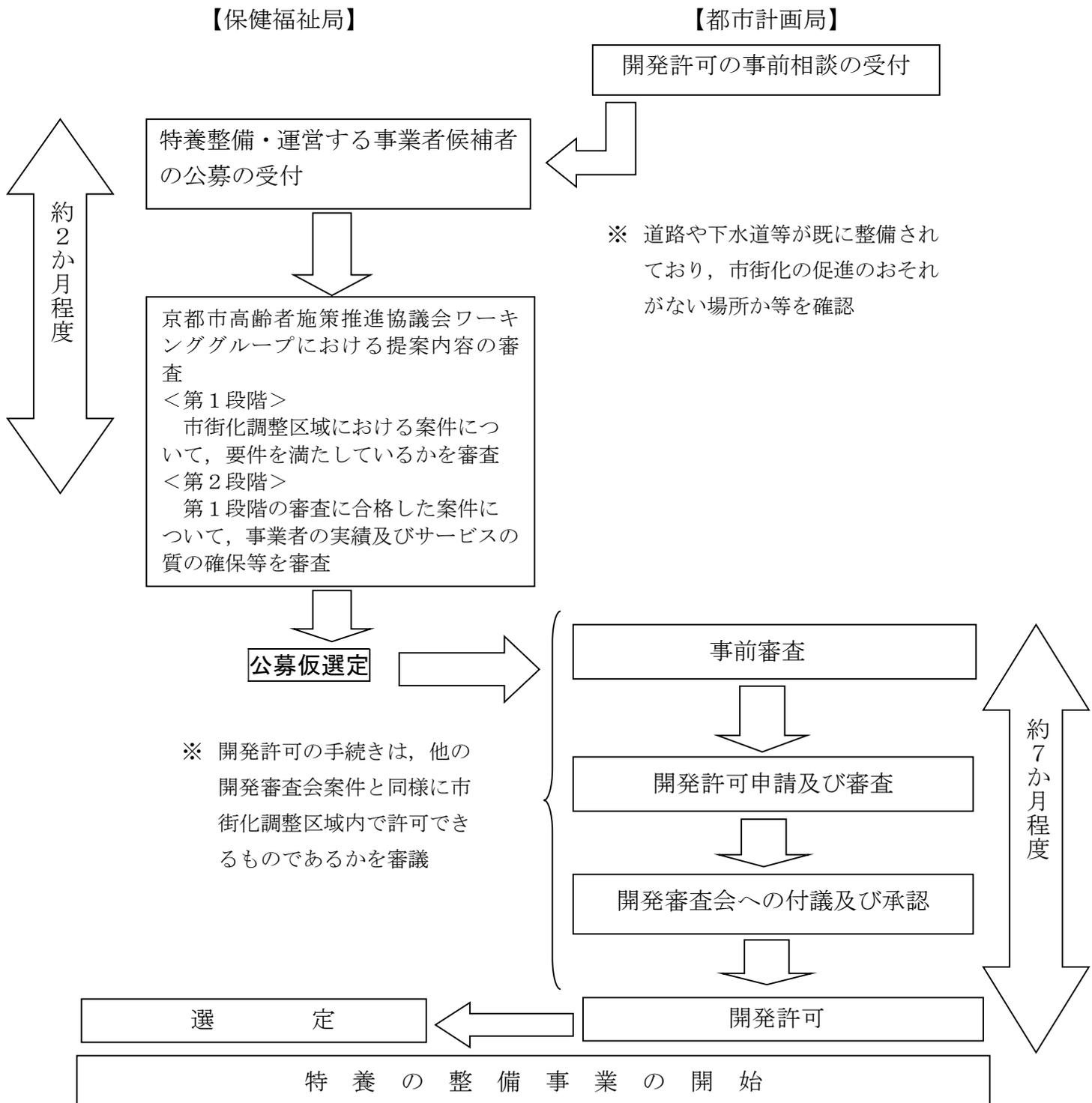


<特養公募選定及び開発許可の手続の流れ>



※1 市街化区域内の特養整備と同様、併せて建築確認等の他の法令に基づく許可を得ることが必要です。

※2 京都市高齢者施策推進協議会での公募仮選定をもって、京都市開発審査会での了承が得られることを保証するものではありません。

※3 手続に要する期間は目安です。申請書類等の補正期間は含みません。